

流山市市民投票条例素案に基づく市民投票の手続の主な流れ

【投票資格者】本市に住所を有する満18歳以上の者で、3か月以上住民基本台帳に記載されている者のうち

- ・日本国籍を有する者
- ・特別永住者
- ・永住者

請求代表者(投票資格者)

- ・請求代表者証明書の交付申請
- ※ 実施請求書添付

市長

【署名審査名簿の調製】

却下

【確認】

- ・請求代表者が投票資格者であること
 - ・市が直面する将来に係る重要課題であること
 - ・形式が二者択一(例外3択以上)であること
- 「請求代表者証明書」の交付、実施請求書の返付

請求代表者(投票資格者)

- 【署名の収集】31日以内
- ・投票資格者総数の6分の1
- ・投票資格者へ委任可
- ・選挙期間中は署名の収集禁止
- 【署名簿の提出】5日以内
- ・署名簿の証明を求める

市長

却下

- 【署名簿の審査】20日以内
 - ・署名等の効力の証明
 - 【署名簿の縦覧】7日間
 - ・異議の申出
- 「署名簿」の返付

請求代表者(投票資格者)

- 【実施の請求】5日以内
- ・実施請求書
- ・署名簿(投票資格者総数の6分の1以上の連署)

市長

【投票資格者名簿の調製】

- 【市民投票の実施】実施の告示から32日～90日(選挙と別日)
- ・投票及び開票は公職選挙法に準じる
- 【投票結果の告示】

市長・議会【結果の尊重】

- 【再請求の制限】2年間
- ・市民投票に付された事項と同一・同旨の事項の請求制限